

## 令和3年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月2日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

3番 中島 健男

4番 中村 茂弘

散会 午前11時52分

(午前10時00分 開会)

**議長（田中三江君）** おはようございます。

本日から12月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮とマスク着用をお願いいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日、12月2日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（田中三江君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番議員、中島健男君、4番議員、中村茂弘君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

**議長（田中三江君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

**8番（榎本真弓君）** おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、11月18日、議会運営委員会を開催し、令和3年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討をした結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日12月2日から12月13日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（田中三江君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会

期は、本日から12月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明をお願いします。羽場事務局長。

**議会事務局長（羽場雅敏君）** 本定例会の会期日程を議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日、12月2日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明などを行います。

本会議終了後、第1委員会室において議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日は、午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

本会議終了後、第1委員会室において全員協議会を開催します。

3日目、4日、4日目、5日は、休会です。

5日目、6日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、7日は、午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

7日目、8日は、午前9時から第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、9日は、午前9時から第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日は、委員会予備日です。

10日目、11日、11日目、12日は、休会です。

12日目、13日は、午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上です。

### ◎日程第3 町長招集のあいさつ

**議長（田中三江君）** 日程第3 町長招集のあいさつ、両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。本日ここに令和3年第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

師走に入り一年の締めくくりの時期となりました。今年は年明け以降、降雪量が少なく、春先からは暖かく乾燥した日が続きましたが、一方では早朝の低温により、りんごやアスパラ等が凍霜害に見舞われました。7月は記録的な猛暑となり、各地で熱

中症による搬送者が続出、一転して8月は前線が日本列島に長い期間停滞し、記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生しました。当町でも8月14日を中心に大雨が降り、土砂崩落や水路からの越水等の被害が発生し、3年続きの災害復旧対応となりました。改めて気候変動対策の必要性を強く感じた次第であります。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大への対応に追われた一年でもありました。感染拡大の波が幾度となく押し寄せ、特に7月以降の第5波はデルタ株が猛威を振るい、感染者数が急拡大し、都市部では病床の確保に終われ、医療体制が危機的状況となりました。長野県でも感染拡大が収まらず、8月5日には感染警戒レベルファイブ相当となった佐久圏域の当町を含む一部市町村に特別警報2が発出され、基本的な感染防止対策に加え、県外との往来自粛、飲食事業者への時短要請など、飛沫感染等の対策強化が図られました。

感染防止対策と並行して進めてまいりましたワクチン接種事業は、7月までの高齢者接種に続き、12歳から64歳までの2回目の接種も11月中にはほぼ完了となりました。

今回のワクチン接種事業は、総合病院のない当町にとって、2か所の開業医のみでは円滑なワクチン接種を進めることが難しいとの判断から、佐久市との共同接種事業を決断をいたしました。今日まで町民皆様のご理解とご協力のもと、ほぼ計画どおり進めることができました。

なお、3回目のワクチン接種につきましては、12月以降、医療従事者から接種を開始し、その後2回目の接種完了からおおむね8か月以上経過した皆様から段階的に接種を行っていく予定であります。

コロナの感染状況は、ワクチン効果により落ち着いた状況が続いておりますが、忘・新年会や帰省等、県境をまたぐ移動時期でもあり、飛沫や接触等によって感染拡大が再び起こる可能性があります。引き続きマスクの着用や少人数による飲食等を心がけるなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

もちろん長期にわたり厳しい経営を強いられている事業者の皆様方には、国県の交付金等を活用しながら、末端行政としてでき得る支援を今後とも可能な限り講じてまいります。

国政では、岸田新総理が誕生し、所信表明演説で新型コロナ対応、新しい資本主義の実現、国民を守り抜く、外交・安全保障の三つを重点政策に掲げ、これらを着実に実行しながら、国民の皆様と共に新しい時代を切り開いていきますと述べられました。水際対策も含め、コロナ対応に万全を期していただくと共に、都市と地方の格差を是正し、真に地方が潤う政策を断行されるよう願っております。

さて、令和3年度も仕上げの時期となりました。9月定例会以降の主な事業進捗状況について申し上げます。

総務課関係では、旧若草保育園、旧茂田井保育園の跡地利用に関し、町内企業の育成等を目的に民間企業に売却しました。また、旧三葉保育園跡地は、町土地開発公社

の事業により宅地分譲地として整備する方向で調整を図っております。

企画課関係では、移住定住の促進に向け立科町奨学金返還支援助成金交付要綱に基づき、今年度から奨学金返還対象者に対し助成金の交付を行ってまいります。

町民課関係では、2回目のワクチン接種がほぼ終了し、3回目の接種に向けた準備に入ったところであります。

産業振興課の観光関連では、女神湖体育館や多目的運動場のトイレの洋式化工事が完了し、観光客の受入れ体制が整いました。

建設環境課関係では、消滅型の生ごみ処理機の設置に関し、たてしな保育園に続き、蓼科地区でも年度内完了に向けて事業推進を図っております。

次に、突然なお話で恐縮で存じますが、町では原油価格の高騰に対する緊急支援策として、家庭用灯油の一部を生活困窮世帯等に給付したいと考えております。つきましては大変急なお話ではございますが、今定例会中に趣旨説明を申し上げ、関連経費を盛った補正予算案の提出を予定しておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

さて、12月は令和4年度の当初予算編成期であります。先月16日の予算編成会議において編成方針を示したところであります。私が掲げた四つの重点指針に基づく主要施策について申し上げます。

指針1、「住んでみたい、産み育てたいと思える町づくり」の一つ目は、最重要項目に位置づけた空き家の活用や宅地造成等による居住環境の整備及び支援であります。二つ目は、出産祝金制度の創設、三つ目は、テレワーク、ワーケーション事業のさらなる推進を図ってまいります。

指針2、「安心・安全で持続可能な町づくり」の一つ目は、コロナ対策としてワクチン接種事業や経済対策、二つ目は、介護予防につながる健康増進事業の取組、三つ目は、通信環境のインフラ整備とデジタル化への対応であります。

指針3、「豊かな資源を活かした町づくり」の一つ目は、遊休荒廃農地の解消と特産品開発、いわゆるブランド化、二つ目は、振興公社設立に向けた推進体制、三つ目は、魅力ある観光地づくりへの取組であります。

指針4、「環境にやさしいまちづくり」の一つ目は、生ごみ処理機の稼働とごみの減量化、二つ目は、バイオマスボイラーの導入を検討してまいります。

そのほかにもございますけれども、以上が4年度の重点施策の項目であります。

他に中央公民館及び周辺施設整備に関する検討や誇れる立科教育の発信等も施策に盛り込み推進を図ってまいります。

続いて、4年度の財政見通しについて申し上げます。

歳入関係では、コロナ禍による景気の低迷や人口減少等によって、自主財源である町税等一般財源の伸びが期待できず、地方交付税等の依存財源に頼るなど、引き続き厳しい財政状況が予測されます。

歳出においては、社会保障関係経費等の増加による義務的経費が増加傾向である中、アフターコロナへの対応、少子高齢化対策やデジタル化の推進等に係る経費の増加が見込まれます。加えて公共施設の整備などの大規模事業も控えており、ふるさと納税の返礼などにさらなる工夫を凝らし、自主財源の確保を図ると共に、限られた財源の中で選択と集中により、事業の重点化を徹底し、補助事業の活用や有利な起債がないか常に情報を収集しながら歳出抑制に努めてまいります。新規事業や既存事業の拡充においても、その必要性や費用対効果を十分精査し予算化してまいります。

2年目の冬のシーズンを迎えた索道事業は、指定管理者の企業努力によって例年よりも早いスキー場のオープンとなります。訪れる皆様に愛され選ばれるスキー場を目指し、官民一体となって取り組んでまいります。

終わりに、来年こそはコロナが収束し、災害のない平穏で活気に満ちた年となることを願い、招集の挨拶といたします。

続いて、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましてはお手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

9月24日、本年度、100歳5名、99歳6名を迎える11名の皆様を訪問し、ご長寿のお祝いを申し上げてまいりました。

今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の式典開催は中止といたしましたが、88歳62名の皆様方にも記念品を贈呈し、併せて立科町の高齢者の皆様方にはますますお元気でご活躍されますことを祈念するものであります。

9月30日、立科町議会より10項目にわたる新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出をいただき、昨年度から今年度にかけての町の取組状況について10月26日に回答を申し上げましたが、コロナ対策につきましては、今後におきましても状況を的確に捉え、取組を行ってまいり所存であります。

11月1日、今年度の町営スキー場の早期オープン計画や本格的な冬山シーズンを迎えるに当たり、シーズン中の安全と来客者の増加を祈念してまいりました。

11月9日、友好都市愛川町から小野澤町長と佐藤教育長が来庁され、両町の行政情報等について懇談をいたしました。

11月16日、令和4年度の当初予算編成会議を開催し、予算編成方針及び重点指針に基づく主要施策等について各課等に指示をいたしました。

11月25日には、今年度のオリンピックホストタウン事業でお世話になりました國學院大學と在日ウガンダ大使館を訪問し、学長及び参事官へそれぞれ感謝の意を表してまいりました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本議会に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の改正2件、令和3年度補正予算4件、その他議決案件2件です。

初めに、承認第9号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、長野県人事委員会が勧告した今年度の地方公務員給与について、県に準じ条例改正を専決処分により行いましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第56号は、第3次上田地域定住自立圏調整ビジョン策定に伴い協定内容の一部変更についてお願いするものであります。

議案第57号は、蓼科地区で進めています一般廃棄物集積庫整備事業に係る生ごみ処理機の取得について議決をお願いするものであります。

議案第58号の条例改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険条例において、出産育児一時金に係る所要の改正を行うものであります。

議案第59号の条例改正は、権現山運動公園内施設の位置表示の誤りを正すものであります。

議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ7,945万5,000円を追加し、総額を50億923万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種事業に係る国庫負担金・補助金の増額、道路新設改良工事に係る辺地対策事業債の計上のほか、事業推進癩癩事業進捗及び前年度事業の確定に伴う補助金等の精算、また、教育振興への寄附受納が主なものであります。

歳出では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種事業で2,735万4,000円、辺地対策事業者を活用して実施する町道白樺湖大門峠線道路整備事業へ3,070万6,000円。また、地方交通対策として中仙道線の路線バス代替タクシー券の実証実行負担金で112万7,000円を計上したほか、今年度各種事業の進捗に伴い所用の改正を行いました。

議案第61号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第63号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）は、前年度繰越金の確定によるもののほか、事業計画に係る起債の計上などが主な内容であります。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させますので、ご審議の上、議決いただきたくお願い申し上げます。

以上です。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（田中三江君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました。

議長諸般の報告をもって報告といたします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告はありますか。森澤文王委員長。

**5番（森澤文王君）** 5番、森澤文王です。総務経済常任委員会より報告いたします。

11月26日、委員会を開催し、当委員会所管課の新型コロナに関わる事業進捗の説明を受け、保育園の跡地利用に関し現地視察を行いました。

以上です。

**議長（田中三江君）** 次に、今井 清社会文教建設常任委員長、報告はありますか。今井 清常任委員長。

**6番（今井 清君）** 6番、今井 清です。社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

11月15日、委員会を開催し、令和3年度各課の事業進捗状況並びに実施計画についての審査を行いました。

以上でございます。

**議長（田中三江君）** これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第9号

**議長（田中三江君）** 日程第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長。

1枚おめくりいただき、専決処分書となります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、令和3年11月30日付専決処分したものでございます。

この条例は、今年度の地方公務員の給与等について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容や地域の民間従業員等の給与との均衡を考慮し、長野県人事委員会が勧告した内容に基づき改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、県人事委員会勧告により、職員及び議会議員に対して支給される賞与の年間支給月数を引下げるものであります。本条例においてそれぞれ影響する条例の一部改正を行いました。

なお、会計年度任用職員につきましては、一般職の職員に準じる規定が設けられているため、勧告の影響を受けないようにするための改正を行っております。

また、今回の勧告では、月齢給の改定はありませんでした。12月賞与の支給基準日が12月1日であり、勧告から本条例の施行までの時間的余裕がないことから、地方自

治法第179条第1項の規定により、11月30日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容を申し上げます。

条例第1条及び第2条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、第27条は期末手当に関し、第30条は勤勉手当に関する規定となります。

第1条では、今年度の12月賞与支給月数について、一般職及び特定幹部職員は期末手当で0.15月引下げ、勤勉手当では0.05月引上げ、年間で0.1月の削減となります。また、再任用職員では、期末手当のみ0.5月の削減となります。

第2条では、令和4年度以降、削減後の年間支給月数を6月と12月に再調整をするものでございます。

第3条及び第4条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、条例第2条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.25月とし、併せて来年度以降の支給月数を調整するものでございます。

第5条及び第6条は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、条例第7条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.25月とし、併せて来年度以降分の支給月数を調整するものでございます。

第7条は、立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、条例第16条はフルタイム会計年度任用職員について、条例第25条はパートタイム会計年度任用職員について、それぞれ期末手当の支給月数を一般職の職員の給与条例に準拠されず据置きとするための改正でございます。

第8条及び第9条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、条例第5条に規定する期末手当の支給月数を0.05月削減し、年間支給月数を3.25月とし、併せて来年度以降の支給月数を調整するものでございます。

附則として、施行期日を公布の日からとし、来年度以降分を規定した第2条、第4条、第6条、第9条については、令和4年4月1日からと定めるものでございます。

なお、この条例の施行により削減される総額は、常勤の特別職分で12万8,240円、議会の議員分で17万3,320円、その他一般職任期付職員を合わせ約300万円と試算をしているところでございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

**議長（田中三江君）** これから、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 村田です。確認したいと思います。まず、この引下げについては、組合との協議はされたのかどうか一つ。それから、議員、特別職は0.05か月で、一般職は0.1か月ということなんですが、その差はどういうことなのでしょうかとということ

と、今全体の引下げ額のトータルの金額約350万円というの分かりましたけれども、それぞれのところでのカット率、カットの金額です。特に一般職の方は平均でどのくらいの引下げになったんでしょうか。この2点、3点かな、についてお伺いします。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず1点目、組合との協議ということで、こちらにつきましては組合とも事前協議をして承諾をいただいているところでございます。

続きまして、特別職、議員も含めてでございますけれども、一般職との0.1月の差ということでございますが、こちらにつきましては、あくまでも人事委員会の勧告どおりということで準拠をしているところでございますが、基本的には特別職につきましては期末手当のみの支給ということでございます。一般職につきましては、期末手当と勤勉手当、こちらの調整の中で人事委員会の勧告がされていると承知をしているところでございます。

続いて、全体の金額に対する1人当たりのということでございますけど、こちらにつきましては、それぞれ給与に、給与額が違って異なりますので、基本的には給料月額に0.05月、すいません、0.1月掛けた金額が減少となることでございますので、3万円程度ということ、平均とすれば3万円程度ということになるかと考えております。一般職につきましては平均102名ほどでございますので、そのような金額になるのではないかと試算をしているところでございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7番、村田桂子君、壇上癩癩登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** それでは、討論を行います。

賛成ですが、意見を申し上げます。

この議案は、12月1日に間に合うよう専決処分したものを承認する議案です。議案の内容は、役場職員の期末手当、勤勉手当の率を人事院勧告のとおり引下げる内容です。役場職員だけではなく特別職、議員も含めます。

一般職は、幹部も含め期末手当と勤勉手当の合計を2.2か月から0.1か月の引下げ、その他議員、特別職、任期付き職員、再任用職員は0.05か月、会計年度任用職員は変化なしとなっています。

人事院勧告は、国も県も民間給与との差額を考えて引下げを勧告し、町もこれに従って引下げを専決処分し、本日の上程となりました。前提として組合との協議があ

る癡癡協議、合意があることも確認をしたところです。

私は、人事院勧告は尊重すべきとの立場から賛成するものでありますが、同時に負のスパイラルを断ち切らなくてもよいのかの思いがあります。民間はコロナ禍で大変な痛手であり、今ようやく経済も再び回り始めるかという時です。しかし、またオミクロン株という強力なコロナ変異株が登場し、外国からの入国は全てストップという水際対策が取られています。再び経済が萎縮する危険性が高まっています。そんな時に給与を安定して支給される公務員が、積極的に消費することで経済を下支えがされるのではないかと考えるものです。民間が下がったからという理由で公務員まで減らされれば、せっかくこれから年末年始の旅行や買い物などの消費行動にブレーキがかかるのではないかと懸念しています。

立科町給与の影響額、今回の条例による影響額は、総額ほぼ350万円程度です。一般職の平均は3万円だと聞きました。消費に回るかもしれない金額が失われます。

また、公務員の期末手当の引下げは、再び民間の賃金引下げや老後の年金額の引下げへと連動することは明らかです。公務員の手当引下げの影響は大きいのです。そこら辺を考えて人事院も提案してほしいと考えます。今は政策的に、政策的に景気を浮揚し、下支えをしなければならない時と承知をしています。期末手当の減額を受けて年末年始の消費行動がブレーキとにならないことを願って討論いたします。

**議長（田中三江君）** ほかに討論はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 議案第56号

**議長（田中三江君）** 日程第6 議案第56号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長（竹重和明君）** 議案第56号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定締結について、提案理由の説明を申し上げます。

上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を、別紙のとおり締結するため、立科町定住自立圏形成協定の議決に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

当町では、佐久地域と上田地域の定住自立圏に参画しております。上田地域では上田地域定住自立圏形成に関する協定を平成23年7月に締結し、平成29年2月に変更の協定も締結しておりますが、共生ビジョンの5年間の計画期間が満了することから見直しを行い、新たな取組の追加等をしていくため、中心市の上田市と変更協定を行おうとするものでございます。

それでは、変更する協定内容について説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

上田地域定住自立圏の形成に関する協定書第2条関係の別表を変更するものでございます。従前からの取組も記載されておりますが、今回追加する新たな取組のみを左側から視点、分野、取組の順で申し上げます。

2 ページをご覧ください。

上段、視点が生活機能の強化、環境分野において脱炭素社会・ゼロカーボン実現に向けた取組を追加します。

3 ページをご覧ください。

上段の産業振興分野において、3段目のワーケーション・テレワークの推進に向けた取組を追加します。また、視点、結びつきやネットワークの強化、地域交通分野において、2段目の将来にわたり持続可能な公共交通体系の確保・維持に向けた取組を追加します。そして、下段のICT分野を新たに追加し、スマート社会の実現に向けた取組を追加します。

4 ページをご覧ください。

上段の防災分野を新たに追加し、相互連携による防災力強化に向けた取組を追加します。

以上が変更協定の内容でございます。

これらの取組は、今年度策定される第3次上田地域定住自立圏共生ビジョンに基づき各事業を進めてまいります。また、変更協定の締結につきましては、上田市議会において議決後に締結を行うこととなります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（田中三江君）** これから、議案第56号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定締結についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** ただいま課長には変更のところを説明いただきましたが、3ページの地域交通について質問をいたします。

ここでは域内圏域の公共交通の維持活性化に取り組むというところで位置づけられたのは誠に結構なんです。これに先立って共生ビジョンの案をいただきまして、全

員協議会でも見させていただいたんですが、そこで私もちょっとショックを受けたんですけど、共生ビジョンの35ページに、地域公共交通の利用率、利便性向上事業の中に、上田市と青木村を結ぶ青木線というのがあって、そこは300円から500円の低減利用でしたっけ、運賃低減バス運行事業と安い料金で運行しているという記述がありました。

昨今、佐久市と立科町でも200円で中仙道線を運行するというところが画期的だなあとということで導入されたわけですが、この計画が作られる時に課長が出席されたんでしょうか、例えば立科・上田間、病院に行く人なんかも多いわけですけども、そうしたところに運賃低減事業を結ぶというようなことの発言はされたんでしょうか。やっぱり通院の足を確保する、しかもそれが安ければありがたいわけなんですけど、そういう、この計画を作るに当たって立科・上田間の中で、特に民間の事業が低迷する中で、そういう運賃低減事業を導入して住民の利便性を高めるという点で課長は発言されてきたのかどうか。実際、上田・青木村ではやっているってということが分かったので、うちでもやってもらうようにそういう働きかけを、これを作る際にされたのかどうかを伺いたいと思います。

**議長（田中三江君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** お答えいたします。

今出ましたものにつきましては、これから令和4年度から始めていくということで、まだこれらについての会議等はございません。これからですけども、圏域全体の公共交通の維持・確保に向けて連携会議を開き、課題解決のため検討を行うということで、これから会議も開いて行っていくというものでございますので、これまで会議があったことはございません。

以上です。

**議長（田中三江君）** 7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 今、会議がなかったとおっしゃったんですけど、この新しい計画を作るためには関係課長会議なんかは当然あるわけですよ、次の4年、5年間でどうするかという時に、こういう記述を見ると青木線はもう既に存在をしていて、相変わらず今までと同様300円、500円の運賃低減事業をやるよということもうたわれてるわけですよ。もう既にありと、事業としてね。だからもう早く行われてるわけですよ。課長は、この3月からずっと中仙道線が廃止になって大変だなんていう事態も対処されてきたわけですけど、同時にいつ上田との関係も経営悪化を理由にやめちゃうっていうことだってあり得るわけですよ。そういうことも含めた新しい5年間の計画を作る時に立科線というか、その新設に向けての発言はされてこなかったんでしょうか。その確認と、これからやると、これから会議があるっておっしゃったので、私はそれは大変重要な会議になろうかなと思うんですけど、それはこの青木線ができたように、立科線だって作ってもらえるような働きかけが必要なんじゃないかと思うんですけど、

その認識について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答え申し上げます。

確かに連絡会議、幹事会ということがございまして、全体の流れの中の話はしてませんが、個々の一つ一つの事業に対しての検討する場ではないので、その部分は話しておりません。

それと、当然これから連絡会議によって公共交通の話が入ってきます。その中では運賃低減というのも一つの議論にはなるということは予想されますが、一つの、検討の一つにはなると思えますが、青木線以外にも上田は単独でこの事業を実施しておりますが、青木線以外はそれほどの効果が表れていないとお聞きもしております。ですので、その問題に関しては連携会議の中でこれから議論されることとなります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） ちょっと、されることになるとか、そういうふうな言い方ではなくて、当事者として議論にすると、議題に上げるということも考えていくべきではないかなと、その姿勢の問題なんですけど。上田のほうが中心で決めるからって言うんじゃないかと、うちの町として上田との間の交通をしっかりと確保する、そういうためには運賃低減事業もこれから考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと、そしてもっと利用者を増やすとかそういうことが、向こうが設定するんじゃないかとこちらが議題としてやっぱり持ち出していくっていうか、公共交通充実させるんだ、路線は廃止させないぞというところでの積極的な働きかけが必要なんじゃないかなっていうことを思うものですから、なっていくとか言うんじゃないかと、ちゃんと話題にして公共交通路線をきちっと確保させる、利用しやすくする、そのための提案もするっていう、当事者としての強い姿勢をもって臨んでもらいたいなど。

そして、この青木線に見れるように、青木村っていう他の自治体と上田市とがちゃんと連携を結んで運賃低減事業を実現できているわけなので、うちの町だって同じことができるんじゃないかなってこう考えるわけですよ。当事者として、向こうから提示されたものだから一々個別には議論しないよって言うんじゃないかと、大事な問題はやっぱり当事者、まさに担当課だから積極的な提案もし、公共交通ちゃんと守ってもらえるように働きかけてほしいなっていうことを思うんですが、その決意の問題をちょっともう一度だけお願いしたいと思います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

公共交通につきましては、利便性が高く、決してこれをやめることはできないものなので、維持をしていくという気持ちは変わりございません。しかし、運賃低減は一つの方法でありまして、それ以外にも維持をしていくための議論すべきことはたくさん

んあると思います。そういう部分でしっかりと検討をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございませんか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。今の説明の中で、新しい事業として脱炭素社会・ゼロカーボン実現に向けた取組ということで、とてもいい項目を設定して取り組む、広域連携で取り組むんだというような話だと思うんですが、立科町も脱炭素の関係で宣言したばかりでございまして、これについて中身だと情報交換会の参加とか書いてあるんですが、具体的な今後、各近隣市町村と情報交換した中でそれをいかにも政策に生かしていただくかっていう方向性が必要だと思うんですが、その辺の考え方はどういうふうに考えてらっしゃるかお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

脱炭素社会に向けた情報交換会ということで、まずは情報交換会を行って各町村の様子、そして研究する上でも、一つの町村で研究するよりは広域として取り組んで、幾つもの町村で研究していくことによって答えも得られると思っております。それを持ち帰るということも一つですし、あと、広域としてこういうことをやっていくというものがあれば立科町も参加し、その予算もつけていくということになると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで議場換気のため暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時14分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

◎日程第7 議案第57号

議長（田中三江君） 日程第7 議案第57号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第57号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1、取得する財産、令和3年度生ごみ処理機、2、取得の方法、指名競争入札、3、取得の金額803万円、契約の相手方、株式会社エヌ・ディー・エス。

本日提出、立科町長。

本件につきましては、今年度、蓼科地区で進めております一般廃棄物集積庫整備事業において設置をする生ごみ処理機を購入するものでございます。

9月30日に三社指名による競争入札を行い、株式会社エヌ・ディー・エスが落札し、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により定めている議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の買入れは議会の議決が必要であることから、財産の取得について本日上程し、議決をお願いするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきたくお願いいたします。

議長（田中三江君） これから議案第57号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。800万の金額の購入なんですけども、こちらのほうの効果の確認というのはどのような方法で行うのかということで、事前に言われているのがごみの減量化とかっていう話なんですけど、そこら辺の基礎数値です、今何キロだから、これを入れたことによって幾ら、どのくらいになったとかっていう基礎通知があれば教えていただきたいんですけど。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

なかなか生ごみだけの数値というものはございませんが、一般的に佐久平クリーンセンターのほうに投入している可燃ごみの量の総額で、総量でしたり、あと定期的にごみの成分点検とかもしておりますので、現状その中で厨芥類、生ごみの部分が大体3割程度と聞いておりますので、その辺の成分の確認をしたり、佐久平クリーンセンターの可燃ごみの総量の増減等で成果のほうを確認できればと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） ほかに質疑はありますか。質疑は。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号

**議長（田中三江君）** 日程第8 議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。条例の一部を次のように改正しようとするものです。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

令和4年1月1日から施行しようとするものです。

この改正につきましては、現在、出産育児一時金として40万4,000円と産科医療補償制度掛金の1万6,000円を合計して42万円が対象者に支給されています。

産科医療補償制度とは、新生児が分娩に関連して重度脳性麻痺となった場合に保険金が補償金として支払われる制度です。

今般、政令等の改正により令和4年1月からこの掛金が4,000円引下げられ1万2,000円となり、そのままですと対象者に支給される総額も4,000円引下げられるところですが、少子化対策としての観点から支給総額については現状を維持すべきという国の通達により、出産育児一時金を4,000円引上げ40万8,000円とすることにより、支給総額42万円を維持しようとするものです。

なお、掛金の改正については、同時に施行規則の改正により対応いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第59号

議長（田中三江君） 日程第9 議案第59号 立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。櫻井教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 櫻井 豊君 登壇〉

教育次長（櫻井 豊君） 議案第59号 立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

本日提出、立科町長。

第4条の表7の項及び9の項中「芦田」を「山部」に改める。

公布の日から施行でございます。

今回の改正は、条例設置時に所在地を大字山部と表記すべきところ、誤って大字芦田と表記されている青少年の広場及びマレットゴルフ場の所在地の大字の誤りを正しい表記に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第60号

議長（田中三江君） 日程第10 議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和3年度立科町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,945万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億923万2,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

本日提出、立科町長。

2ページからは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出です。

5ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」につきましては、町道白樺湖大門峠線道路整備事業

費を追加し、令和4年度の債務負担行為限度額を5,780万円と定めるものであります。

本事業については、工期が2か年度にわたり、かつ、工事の性質上、分割して契約ができないため、債務負担行為とするものでございます。

6ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」です。1、追加は、令和元年度台風19号災害の農地農業用施設に係る出来形設計業務について、一般単独災害復旧事業を追加し、限度額を460万円と定めるものでございます。

起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4.0%以内。ただし書がございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2変更は、返地対策事業で、限度額を5,030万円に変更するものであります。これは町道白樺湖大門峠線道路改良工事に伴う増額であります。

7ページ、8ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

9ページをお願いします。

歳入について主な補正内容を説明いたします。

15款国庫支出金1項国庫負担金は1目民生費国庫負担金で、町外の幼稚園通園児童で年度途中からの2名分に係る施設利用当給付交付金として事業費の2分の1、15万4,000円の増額。2目衛生費国庫負担金は、第3回目の新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る接種対策費負担金で727万4,000円の増額補正でございます。

2項国庫補助金では、1目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度事務費補助金はマイナンバーカード交付事務に係る100万2,000円の増額、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第2回目の交付金の配分81万2,000円であり、それぞれの対象事業へ案分し財源といたします。

3目衛生費国庫補助金は、第3回目の新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る体制確保事業補助金で2,008万円の増額。

6目教育費国庫補助金は、小中学校におけるICT支援員配置に係る補助金の交付決定により29万6,000円を計上いたしました。

10ページ、16款県支出金は、1項県負担金で、施設等利用給付交付金の県費分を増額補正するものであります。

3項委託金は、今年度実施した経済センサスの実績により調査委託金を32万7,000円減額するものであります。

17款財産収入は、茂田井保育園跡地の土地建物一括売却に伴う売払収入であります。

18款寄附金は、1項3目教育費寄附金で、町内企業から100万円の寄附を受納いたしました。

22款諸収入は、4項雑入で、ごみ指定袋売払代金を見込みにより増額とし、22款町

債は、1項5目土木債で、町道白樺湖大門峠線道路整備事業に伴い辺地対策事業債を3,570万円増額いたします。

9目災害復旧債は、令和元年台風19号災害に係る農地農業用施設の出来形設計業務委託分に係る460万円の増額であります。

12ページからは歳出となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、電算管理経費で経年による不具合が生じているプリンター1台の更新で、備品購入費を31万6,000円計上し、一般職給与では、9月採用予定職員一括計上分を減額し、配置によりそれぞれの所管事業区分に科目替えを行っております。

3目財産管理費では、財産管理経費で旧保育園建物2件分の有償譲渡に係る国県への補助金返還金を46万8,000円計上し、別荘等貸付地管理経費245万5,000円は、貸付地に係る権利整理のための経費でございます。

5目企画費のまちづくり事業経費の旅費は、予定しておりましたまちづくり創生会議の委員視察研修の未実施による皆減。負担金は、国際交流推進協議会のホストタウン事業における精算見込により900万円を減額するものであります。また、移住定住推進経費の補助金は、U I J ターン促進事業新築住宅補助金を申請状況により2件分を見込み300万円の増額としました。

2項徴税费2目賦課徴収費では、コンビニ収納データ受信端末の回線変更に伴いシステム改修費として16万5,000円を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付関連事業量の増加に伴う人件費の増額のほか、取得促進に要する経費を見込み、100万2,000円の増額補正とし、全額国庫補助金で賄われるものでございます。

14ページをお願いします。

5項統計調査費は、令和3年経済センサスに要する各種経費について、実績に基づきそれぞれ所用の補正でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童手当制度の改正に伴う電算システム改修費のほか、令和2年度児童手当の精算に伴う還付金であります。

2目子育て支援費は、児童館の運営実績に伴う人件費の増額のほか、施設床暖房ボイラーの故障により、修繕料を44万円増額補正いたしました。

3目保育所費は、幼稚園等利用料の無償化に係る補助金を年度途中の増加分として30万9,000円の増額補正であります。

16ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費3目母子保健師の委託料は、健診時の管理栄養士業務委託として4万1,000円の計上、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、国庫補助金により追加接種体制確保事業経費及び追加接種対策経費ごとに総額で2,735万4,000円をそれぞれ必要経費分として計上いたしました。

18ページをお願いします。

2項清掃費1目ごみ処理費では、ごみ指定袋の追加作製代278万1,000円のほか、収集車両の修繕料を増額補正いたしました。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の人件費補正は、採用者の組替えによるものでございます。

5目都市農村交流費は、道の駅情報休憩施設のエアコン修繕料、9目農業再生事業費は、経営所得安定対策直接支払推進事業に係る立科町農業再生協議会への補助金の増額補正でございます。

2項林業費1目林業総務費の委託料は、林道に係る境界復元として二筆を予定し、計上するものでございます。

3項土地改良費1目土地改良事業費の負担金は、令和元年19号台風災害及び今年度8月の豪雨災害の復旧事業費について、長土連土地改良事業割を76万8,000円増額補正いたします。

20ページをお願いいたします。

6款商工費1項2目商工振興費は、借入れ実績の増加により信用保証料を増額するものでございます。

3目地域交通対策費の負担金は、今年10月からの佐久方面への新たなバス路線委託運行に伴い、これを補完するためのタクシーを利用した一括定額運賃制度導入に向けた実証運行負担金112万7,000円を計上するものです。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費の人件費補正は、採用者の組替えによるものです。

2項道路橋梁費1目道路維持費では、各地区からの要望により対応している道路等修繕について、今後の見込みにより10か所分を増額補正し、早期対応を図ることといたします。

22ページをお願いします。

2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費では、辺地対策事業債を活用して実施する町道白樺湖大門峠線道路整備事業に係る設計等委託料、工事費、用地買収費を計上するものでございます。

9款教育費1項教育総務費1目事務局費では、心のプロジェクト夢の教室の中止に伴い報償費を50万円減額し、補助金は教育寄附金100万円を地域高校育成のため蓼科高校育成会へ補助金として支出するものでございます。人件費補正は採用者の組替えによるものです。

2項小学校費、3項中学校費共に学校施設の修繕料をそれぞれ50万円増額補正でございます。

24ページをお願いします。

4項社会教育費2目公民館費は、申請による立石集会所の整備補助金を増額補正し、

5 項社会体育費 2 目体育施設費では、体育センターの排煙窓 2 か所の修繕料 93 万 1,000 円の増額、6 項施設管理費 1 目中央公民館管理費では、修理不能により大型プリンターを更新するものでございます。

10 款災害復旧費は、1 項 1 目農業災害復旧費で、令和元年台風 19 号災害に係る出来形設計作成業務委託料を 722 万 7,000 円計上し、歳入歳出の差額 210 万、失礼いたしました。218 万 5,000 円は予備費で調整をいたしました。

26 ページ以降は、給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第 11 議案第 61 号

**議長（田中三江君）** 日程第 11 議案第 61 号 令和 3 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第 61 号 令和 3 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 146 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2,209 万 1,000 円とするものでございます。

本日提出、立科町長。

2 ページは歳入歳出予算補正、3 ページは事項別明細となっております。

4 ページをご覧ください。

まず、歳入からですが、5 款 2 項 1 目基金繰入金は調整による減額です。

6 款繰越金は、前年度繰越金確定による増額です。

続いて、歳出、6 款 1 項 5 目保険給付費等交付金償還金は、令和 2 年度分の実績によります県への返還金です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 12 議案第 62 号～日程第 13 議案第 63 号

**議長（田中三江君）** 日程第 12 議案第 62 号 令和 3 年度立科町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について及び日程第 13 議案第 63 号 令和 3 年度立科町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第62号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第2条、令和3年度立科町下水道事業会計予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,146万8,000円」を「5,067万3,000円」に、引継金「5,146万8,000円」を「5,067万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款資本的収入第1項企業債について140万円増額し、2,890万円とし、第5項補助金を82万5,000円増額し、2億1,493万9,000円といたします。

支出では、第1款資本的支出第1項建設改良費について143万円増額し、6,504万円といたします。

2 ページをご覧ください。

企業債、第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額にそれぞれ特定環境保全公共下水道事業140万円を追加するものでございます。

本日提出、立科町長。

3 ページをご覧ください。

資本的収入ですが、第1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債では、町道白樺湖大門峠線道路改良に係る管渠布設替えて140万円の増額、国庫補助金1目国庫補助金では、令和2年度繰越事業立科浄化管理センター実施設計業務委託に係る令和3年度社会資本整備総合交付金82万5,000円の増額でございます。

資本的支出ですが、第1款資本的支出1項建設改良費1目管路建設改良費では、町道白樺湖大門峠線道路改良に関わる管渠布設替え設計委託料143万円の増額でございます。

4 ページは、令和3年度立科町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第63号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第51款水道事業費用第1項営業費用について145万8,000円減額し、2億6,415万8,000円とし、第4項予備費を145万8,000円増額し、1,048万7,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億4,726万3,000円」を「1億4,734万3,000円」に、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金「1億4,726万3,000円」を「1億4,734万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第61款資本的収入第1項企業債について、新たに80万円増額いたします。

支出では、第71款資本的支出第1項建設改良費について、88万円増額し、8,677万5,000円といたします。

3 ページをご覧ください。

第4条、予算第7条から5条をそれぞれ繰下げ、予算第4条の次に次の1条を加えるものでございます。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。起債の目的は建設改良費、限度額80万円、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は4%以内で、ただし書もでございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第51款水道事業費用1項営業費用について、4目総がかり費では、自動検診データセンター利用料2万円の増額、令和2年度末の中央監視装置をクラウド監視通報装置へ更新したことに伴い、専用回線を解約したことによる使用料147万8,000円の減額、4項予備費について145万8,000円の増額でございます。

資本的収入ですが、第61款資本的収入1項企業債について、1目企業債では、町道白樺湖大門峠線道路改良に係る配水管布設替えて80万円の増額でございます。

資本的支出ですが、第71款資本的支出1項建設改良費について、2目配水施設改良費では、町道白樺湖大門峠線道路改良に係る配水管布設替え設計委託料で88万円の増額でございます。

5 ページは、令和3年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）となっておりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（田中三江君）** 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦勞さまでした。

この後、11時55分から議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委

員は参集願います。

(午前11時52分 散会)